

注3

大学番号：公025

[平成28年度設置]

計画の区分：短期大学の学科の設置

注1

認可

会津大学短期大学部 幼児教育学科

注2

【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書

公立大学法人 会津大学
平成28年5月1日現在

作成担当者

担当部局（課）名 事務局短期大学事務室

職名・氏名	ヨウジキョウイクガクカチョウ	イチカワ	カズヒロ
	幼児教育学科長	市川	和彦
	ソウムカカリチョウ	ワタナベ	サナエ
	総務係長	渡辺	早苗
	ガクセイカカリチョウ	ワカマツ	タカヒロ
	学生係長	若松	孝浩

電話番号 0242-37-2300

（夜間） 0242-37-2300

F A X 0242-37-2412

e-mail info@jc.u-aizu.ac.jp

（注）1 「計画の区分」は設置時の基本計画書「計画の区分」と同様に記載してください。

2 大学院の場合は、表題を「〇〇大学大学院・・・」と記入してください。

設置時から対象学部等の名称変更があった場合には、表題には設置時の旧名称を記載し、その下欄に（ ）書きにて、現在の名称を記載してください。

例） 〇〇大学 △△学部 □□学科

（◇◇学部（平成◇◇年度より学部名称変更））

表題は「計画の区分」に従い、記入してください。

例）

- ・大学新設の場合：「〇〇大学」
- ・学部の設置の場合：「〇〇大学 △△学部」
- ・学部の学科の設置の場合：「〇〇大学 △△学部 □□学科」
- ・短期大学の学科の設置の場合：「〇〇短期大学 △△学科」
- ・大学院の研究科の設置の場合：「〇〇大学大学院 〇〇研究科」
- ・通信教育課程の開設の場合：「〇〇大学 △△学部 □□学科（通信教育課程）」

3 大学番号の欄については、平成28年3月30日付事務連絡「大学等の設置に係る設置計画履行状況報告書等の提出について（依頼）」の別紙に記載のある大学番号を記載してください。

目次

短期大学部

<幼児教育学科>

ページ

1. 調査対象大学等の概要等	1
2. 授業科目の概要	5
3. 施設・設備の整備状況、経費	10
4. 既設大学等の状況	11
5. 教員組織の状況	13
6. 留意事項等に対する履行状況等	21
7. その他全般的事項	37

1 調査対象大学等の概要等

(1) 設 置 者

公立大学法人 会津大学

(2) 大 学 名

会津大学短期大学部

(3) 大学の位置

〒965-8570

福島県会津若松市一箕町大字八幡字門田1番地の1

- (注) ・対象学部等の位置が大学本部の位置と異なる場合、本部の位置を()書きで記入してください。
・対象学部等が複数のキャンパスに所在する場合には、複数のキャンパスの所在地をそれぞれ記載してください。

(4) 管理運営組織

職 名	設 置 時	変 更 状 況	備 考
理 事 長	(オカ リュウイチ) 岡 隆一 (平成26年4月)		
学 長	(オカ リュウイチ) 岡 隆一 (平成26年4月)		
学 部 長	(トキノヤ シゲル) 時野谷 茂 (平成25年4月)		
学科長等	(イチカワ カズヒコ) 市川 和彦 (平成26年4月)		

- (注) ・「変更状況」は、変更があった場合に記入し、併せて「備考」に変更の理由と変更年月日、報告年度を()書きで記入してください。

(例) 平成26年度に報告済の内容 → (26)

平成28年度に報告する内容 → (28)

- ・昨年度の報告後から今年度の報告時までに変更があれば、「変更状況」に赤字にて記載(昨年度までに報告された記載があれば、そこに赤字で見え消し修正)するとともに、上記と同様に、「備考」に変更理由等を記入してください。
- ・大学院の場合には、「職名」を「研究科長」等と修正して記入してください。
- ・大学独自の職名を設けていて当該職位がない場合は、各職に相当する職名の方を記載してください。

(5) 調査対象学部等の名称、定員、入学者の状況等

- (注) ・ 当該調査対象の学部・学科または研究科の専攻等、定員を定めている組織ごとに記入してください（入試区分ごとではありません）。
- ・ なお、課程認定等によりコースや専攻に入学定員を定めている場合は、法令上規定されている最小単位（大学であれば「学科」、短期大学であれば「専攻課程」でも記載してください。その場合適宜各項目の表を追加してください。
- ・ 様式は、平成25年度開設の4年制の学科の場合（平成28年度までの4年間）ですが、開設年度・修業年限に合わせて作成してください。（修業年限が3年以下の場合には欄を削除し、5年以上の場合には、欄を設けてください。）

(5) - ① 調査対象学部等の名称、定員

調査対象学部等の 名称（学位）	設置時の計画				備 考
	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	
幼児教育学科 短期大学士 （幼児教育）	2 年	50 人	— 年次 人	100 人	

- (注) ・ 定員を変更した場合は、「備考」に変更前の人数、変更年月及び報告年度を（ ）書きで記入してください。
- ・ 学生募集停止を予定している場合は、「備考」にその旨記載してください。

(5) - ② 調査対象学部等の入学者の状況

対象年度 区 分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平均入学定員 超 過 率	備 考
	春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期		
A 入学定員	人 () []	人 () []	人 () []	人 () []	人 () []	人 () []	人 50 (-) [-]	人 () []	1.00倍	
志願者数	() []	() []	() []	() []	() []	() []	107 (-) [-]	- (-) [-]		
受験者数	() []	() []	() []	() []	() []	() []	107 (-) [-]	- (-) [-]		
合格者数	() []	() []	() []	() []	() []	() []	55 (-) [-]	- (-) [-]		
B 入学者数	() []	() []	() []	() []	() []	() []	50 (-) [-]	- (-) [-]		
入学定員超過率 B/A							1.00			

- (注) ・ 数字は、平成28年5月1日現在の数字を記入してください。
- ・ () 内には、編入学の状況について外数で記入してください。なお、編入学を複数年次で行っている場合には、(())書きとするなどし、その旨を「備考」に付記してください。該当がない年には「—」を記入してください。
- ・ [] 内には、留学生の状況について内数で記入してください。該当がない年には「—」を記入してください。
- ・ 留学生については、「出入国管理及び難民認定法」別表第一に定められる「『留学』の在留資格（いわゆる「留学ビザ」）により、我が国の大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける外国人学生」を記載してください。
- ・ 短期交換留学生など、定員内に含めていない学生については記入しないでください。
- ・ 学期の区分に従い学生を入学させる場合は、春季入学とその他の学期（春季入学以外の学期区分を設けている場合）に分けて数値を記入してください。春季入学のみの実施の場合は、その他の学期欄は「—」を記入してください。また、その他の学期に入学定員を設けている場合は、備考欄にその人数を記入してください。
- ・ 「入学定員超過率」については、各年度の春季入学とその他を合計した入学定員、入学者数で算出してください。なお、計算の際は小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位まで記入してください。
- ・ 「平均入学定員超過率」には、開設年度から提出年度までの入学定員超過率の平均を記入してください。なお、計算の際は「入学定員超過率」と同様にしてください。

(5) - ③ 調査対象学部等の在学者の状況

学 年	対象年度	平成 2 5 年度		平成 2 6 年度		平成 2 7 年度		平成 2 8 年度		備 考
		春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期	
1 年次		[] ()	[] ()	[] ()	[] ()	[] ()	[] ()	[-] 50	[-] -	
2 年次				[] ()	[] ()	[] ()	[] ()	[-] -	[-] -	
3 年次				[] ()	[] ()	[] ()	[] ()	[-] -	[-] -	
4 年次								[-] -	[-] -	
計								[] ()	[] ()	[] ()

- (注) ・ 数字は、平成28年5月1日現在の数字を記入してください。
- ・ []内には、留学生の状況について内数で記入してください。該当がない年には「-」を記入してください。
 - ・ 留学生については、「出入国管理及び難民認定法」別表第一に定められる「『留学』の在留資格（いわゆる「留学ビザ」）により、我が国の大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける外国人学生」を記載してください。
 - ・ 短期交換留学生など、定員内に含めていない学生については記入しないでください。
 - ・ 学期の区分に従い学生を入学させる場合は、春季入学とその他の学期（春季入学以外の学期区分を設けている場合）に分けて数値を記入してください。春季入学のみの実施の場合は、その他の学期欄は「-」を記入してください。また、その他の学期に入学定員を設けている場合は、備考欄にその人数を記入してください。
 - ・ 「計」については、各年度の春季入学とその他の学期を合計した在学者数、留学生数を記入してください。
 - ・ ()内には、留年者の状況について、内数で記入してください。該当がない年には「-」を記入してください。

(5) -④ 調査対象学部等の退学者等の状況

区分 対象年度	入学者数(b)	退学者数(a)	退学者数(内訳)			主な退学理由	入学者数に 対する退学者数 の割合 (a/b)
			退学した年度	退学者数	退学者数の うち留学生数		
平成25年度 入学者	人	0 人	平成25年度	人	人		%
			平成26年度	人	人		
			平成27年度	人	人		
			平成28年度	人	人		
平成26年度 入学者	人	0 人	平成26年度	人	人		%
			平成27年度	人	人		
			平成28年度	人	人		
平成27年度 入学者	人	0 人	平成27年度	人	人		%
			平成28年度	人	人		
平成28年度 入学者	50 人	0 人	平成28年度	人	人		0 %
合 計	50 人	0 人					0 %

(注)・数字は、平成28年5月1日現在の数字を記入してください。

- ・各年度の入学者数については、該当年度当初に入学した人数を記入してください。(途中で退学者がいた場合でも、その退学者数を減らす必要はありません。)
- ・各年度の退学者数については、退学年度ごとに記入してください。また、留学生数欄の人数については、退学者数の内数を記入してください。
- ・留学生については、「出入国管理及び難民認定法」別表第一に定められる「『留学』の在留資格(いわゆる「留学ビザ」)」により、我が国の大学(大学院を含む。)、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける外国人学生」を記入してください。
- ・短期交換留学生など、定員内に含めていない学生については記入しないでください。
- ・「入学者数に対する退学者数の割合」は、【当該対象年度の入学者のうち、平成28年5月1日現在までに退学した学生数の合計】を、【当該対象年度の入学者数】で除した割合(%)を記入してください。その際、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを記入してください。
- ・「主な退学理由」は、下の項目を参考に記入してください。その際、「就学意欲の低下(○人)」というように、その人数も含めて記入してください。

(記入項目例)・就学意欲の低下 ・学力不足 ・他の教育機関への入学・転学 ・海外留学
 ・就職 ・学生個人の心身に関する事情 ・家庭の事情 ・除籍 ・その他

2 授業科目の概要

<幼児教育学科>

(1) 授業科目表

科目 区分	授業科目の名称	配 当 年 次	単位数			専任教員等の配置					備 考
			必 修	選 択	自 由	教 授	准教授	講 師	助 教	助 手	
教 養 基 礎 科 目	人間と文化	心理学 1後 日本語表現法 1前 くらしと伝承 1後 音楽 1前 人間と美術 1前		2 2 2 2 2							兼1 兼1 兼1 兼1 兼1
	人間と社会	社会理論と社会システム 1前・後 契約と社会のルール 1前 日本国憲法 2前 くらしと経済 1前		2 2 2 2							兼1 兼1 兼1
	自然科学と技術	生命のしくみ 1前 生活の科学 1後 力学 1前 電磁気学 1後 コンピュータと情報 1前		2 2 2 2 2							兼1 兼1 兼1 兼1 兼1
	総合科目	幼児教育基礎演習Ⅰ 1前	1			4	1	6 -4			大学設置審議会の審査意見を受け、教員を追加(28) 担当 櫻井直輝(講師) 平成27年12月 教員審査済 判定 可 担当 五十嵐啓太(講師) 平成28年2月 教員審査済 判定 可
	総合科目	幼児教育基礎演習Ⅱ 1後	1			4	1	6 -4			同上
	国際コミュニケーション	英語Ⅰ 1前		2				1			平成28年3月 阿部聡講師辞任のため、教員を変更(28) 担当 五十嵐啓太(講師) 平成28年2月 教員審査済 判定 可
	国際コミュニケーション	英語Ⅱ 1後		2				1			同上
	国際コミュニケーション	英語Ⅲ 1前		2				1			同上
	国際コミュニケーション	英語Ⅳ 1後		2				1			同上
	国際コミュニケーション	英会話Ⅰ 1前		2							兼1
	国際コミュニケーション	英会話Ⅱ 1後		2							兼1
	国際コミュニケーション	英会話Ⅲ 1前		2							兼1
	国際コミュニケーション	英会話Ⅳ 1後		2							兼1
	国際コミュニケーション	フランス語Ⅰ 1前		2							兼1
	国際コミュニケーション	フランス語Ⅱ 1後		2							兼1
	健康の科学	運動と健康 1後 病気と予防 1後 食べ物と健康 1後 運動技術Ⅰ 1前 運動技術Ⅱa 2前 運動技術Ⅱb 1後 運動技術Ⅲ 1後 1前		1 1 2 1 1 1 1				1 1			兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1
	小計(33科目)	-	2	56	0	4	1	6 -5			兼19

科目 区分	授業科目の名称	配 当 年 次	単位数			専任教員等の配置					備 考
			必 修	選 択	自 由	教 授	准教授	講 師	助 教	助 手	
専 門 教 育 科 目	教育原理	1前	2			-					兼2 課程認定委員会の審査意見を受け、教員を削減・追加 (28) 担当 太田光一、畠山祥正 (講師)
	保育原理	1前	2			1					
	保育者論	1前	2			2					
	保育の心理学Ⅰ	1前	2			1					兼2 課程認定委員会の審査意見を受け、教員を追加 (28) 担当 佐藤誠子、矢野由佳子 (講師)
	教育制度論	2前	2					1			大学設置審議会の審査意見を受け、教員を追加 (28) 担当 櫻井直輝 (講師) 平成27年12月 教員審査済 判定 可
	教育・保育課程論	1後	2			1					
	保育内容総論	1前	2			-					兼1 課程認定委員会の審査意見を受け、教員を変更 (28) 担当 久富陽子 (講師)
	健康	1後	1					1			
	人間関係	1前	1								兼1
	環境	1前	1								兼2 課程認定委員会の審査意見を受け、教員を変更・追加 (28) 兼1 担当 中村俊哉、堀建治 (講師)
	言葉	1後	1			-					兼1 課程認定委員会の審査意見を受け、教員を変更 (28) 担当 梅田優子 (講師)
	表現Ⅰa	1後	1			1		2			
	表現Ⅰb	2前	1			1		2			
	幼児理解と教育相談	1後	2			1		1			
	相談援助	2前	1					1			
	保育の心理学Ⅱ	1前		1		1					兼2 課程認定委員会の審査意見を受け、教員を追加 (28) 担当 佐藤誠子、矢野由佳子 (講師)
	教育方法論	1後		2							兼3 大学設置審議会及び課程認定 兼4 委員会の審査意見を受け、教員を追加 (28) 担当 中澤真 (准教授)、 沼澤清一、山口榮一 (講師)
	保育相談支援	2後		1							兼1
	社会的養護	1前		2				1			
	社会的養護内容	1前		1				1			
	家庭支援論	2前		2							兼1
	児童家庭福祉	1前		2				1			
	乳児保育	1後		2		1					
	障がい児保育	1前		2		1					
	子どもの保健Ⅰa	1前		2							兼1
	子どもの保健Ⅰb	1後		2							兼1
	子どもの保健Ⅱ	2前		1							兼1
	子どもの食と栄養	1後		2							兼1
	社会福祉論Ⅰ	2前		2							兼1
	社会福祉論Ⅱ	2後		2							兼1
	地域福祉論	2通		4			1				
	医学概論	2前		2							兼1

科目 区分	授業科目の名称	配 当 年 次	単位数			専任教員等の配置					備 考		
			必 修	選 択	自 由	教 授	准教授	講 師	助 教	助 手			
	音楽Ⅰ a	1前	1			1					兼3 兼3 兼2 兼2		
	音楽Ⅰ b	1後		1		1							
	音楽Ⅱ a	1前		1		1							
	音楽Ⅱ b	1後		1		1							
	音楽Ⅲ a	2前		1		1							
	音楽Ⅲ b	2後		1		1							
	図画工作Ⅰ	1前	1					1					
	図画工作Ⅱ	1後		1				1					
	体育Ⅰ	1後	1					1					
	体育Ⅱ	2前		1				1					
	国語	1前	1			+						兼2 課程認定委員会の審査意見を受け、教員を削減・追加 (28) 担当 沼澤清一、久富陽子 (講師) 学生指導体制充実のため、担当教員を追加 (28) 担当 渡部琢也 (講師) 平成27年4月 教員審査済 判定 可	
	教職・保育実践演習	2後		2		3		1					
	保育実習Ⅰ a	1後		2		3		3					
	保育実習指導Ⅰ a	1後		1		1		2					
	保育実習Ⅰ b	2前		2		4		2					
	保育実習指導Ⅰ b	2前		1		3		1					
	保育実習Ⅱ	2後		2		3		1					
	保育実習指導Ⅱ	2後		1		3							
	保育実習Ⅲ	2後		2		1		1					
	保育実習指導Ⅲ	2後		1		1		1					
	教育実習	2前		4		1						兼1	
	教育実習指導	2前		1		1						兼1	
	小計 (54科目)	-	27	58	0	4	1	5				兼25 兼14	
ゼミナール	特別演習	2通	2			4	1	6				大学設置審議会の審査意見を受け、教員を追加 (28) 担当 櫻井直輝 (講師) 平成27年12月 教員審査済 判定 可 担当 五十嵐啓太 (講師) 平成28年2月 教員審査済 判定 可	
	小計 (1科目)	-	2	0	0	4	1	6					
小計 (55科目)		-	29	58	0	4	1	6				兼25 兼14	
自 由	検定英語Ⅰ	1前			2						兼1	平成28年3月 阿部聡講師辞任のため、教員を変更 (28) 担当 五十嵐啓太 (講師) 平成28年2月 教員審査済 判定 可	
	検定英語Ⅱ	1後			2						兼1		
	基礎英語	1前			2			1					
	数学Ⅰ	1前			2						隔年		
	数学Ⅱ	1後			2						隔年		
	コンピュータリテラシー	1前			2						兼1		
	復興支援特別演習Ⅰ	1通			1			1			隔年		
	復興支援特別演習Ⅱ	1通			1			1			隔年		
	こども実践演習Ⅰ	1後			1			1					
	こども実践演習Ⅱ	2前			1			1					
	発達障害幼児療育法	2後			1	1							
	障がい者福祉論	2後			2	1							
	介護福祉論	2後			2		1						
	高齢者福祉論	2前			2		1						

科目 区分	授業科目の名称	配 当 年 次	単位数				専任教員等の配置						備 考
			必 修	選 択	自 由	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手			
科 目	社会保障論Ⅰ	1前			2							兼1	
	社会保障論Ⅱ	1後			2							兼1	
	福祉サービスの組織と運営	2前			2							兼1	
	福祉行政財政と福祉計画	2後			2							兼1	
	公的扶助論	2前			2							兼1	
	更生保護制度	2前			1							兼1	
	社会調査の基礎	2後			2		1						
	就労支援サービス	2後			1							兼1	
	権利擁護と成年後見制度	2後			2							兼1	
	医療福祉論	2前			2							兼1	
	ソーシャルワークⅠ	1通			4			1					
	ソーシャルワークⅡ	1通			4			1					
	ソーシャルワークⅢ	2通			4			1					
	ソーシャルワーク演習	1後・2通			5		1	2					
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1後			1		1	2					
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2通			2		1	2					
	ソーシャルワーク実習	2通			4		1	2					
	小計（31科目）	-	0	0	65	1	1	3				兼10	
合計（119科目）		-	31	114	65	4	1	6				兼54 兼43	

- (注) ・ 認可申請書の様式第2号（その2の1）に準じて作成してください。
- ・ 設置認可時の授業科目全て（兼任、兼任教員が担当する科目を含む。）を黒字で記載してください。その上で、前年度報告時（平成27年度に認可（届出）された大学等は設置認可（届出）時より変更されているものは赤字見え消し修正し、「備考」に赤字で理由・変更年月等を記入してください。
- なお、昨年度の報告書において赤字で見え消した部分については、見え消しのまま黒字にしてください。
- ・ 兼任、兼担の教員が担当する授業科目については、備考欄に担当する教員数を「兼○」と記入してください。
- ・ 授業科目を追加又は内容を変更する場合で、専任教員が担当するため教員審査が必要なものについては、「専任教員採用等設置計画変更書」の審査予定年月等を「備考」に記入してください。（今後審査を受ける場合には、「平成○年○月 提出予定」と記入してください。）
- ・ 「配当年次」について、設置認可申請時に開講時期を記入する必要がなかった学部等（平成19年度認可以前）についても、設置認可時の状況を黒字で記入してください。また、前年度報告時より修正があれば、赤字で見え消し修正をしてください。
- ・ 履修希望者がいなかったために未開講となった科目についても記入してください。

(2) 授業科目数

設 置 時 の 計 画				変 更 状 況				備 考
必 修	選 択	自 由	計	必 修	選 択	自 由	計	
科目 31	科目 114	科目 65	科目 210	科目 []	科目 []	科目 []	科目 []	

- (注) ・ 未開講科目も含めた教育課程上の授業科目数を記入するとともに、[] 内に、設置時の計画からの増減を記入してください。（記入例：1科目減の場合：△1）
- ・ 資格に関する課程など、別課程としている授業科目については算入する必要はありません。

(3) 未開講科目

番号	授業科目名	単位数	配当年次	一般・専門	必修・選択	未開講の理由，代替措置の有無
1	該当なし					
2						
3						

- (注) ・ 設置時の計画にあった授業科目が配当年次に達しているにも関わらず，何らかの理由で未開講となっている授業科目について記入してください。なお，理由については可能な限り具体的に記入してください。
- ・ 履修希望者がいなかったために未開講となった科目については，記入しないでください。
 - ・ 教職大学院の場合は，「一般・専門」を「共通・実習・その他」と修正して記入してください。

(4) 廃止科目

番号	授業科目名	単位数	配当年次	一般・専門	必修・選択	廃止の理由，代替措置の有無
1	該当なし					
2						
3						

- (注) ・ 設置時の計画にあり，何らかの理由で廃止（教育課程から削除）した授業科目について記入してください。なお，理由については可能な限り具体的に記入してください。
- ・ 教職大学院の場合は，「一般・専門」を「共通・実習・その他」と修正して記入してください。

(5) 授業科目を未開講又は廃止としたことに係る「大学の所見」及び「学生への周知方法」

該当なし

- (注) ・ 授業科目を未開講又は廃止としたことによる学生の履修への影響に関する「大学の所見」及び「学生への周知方法」を記入してください。

(6) 「設置時の計画の授業科目数の計」に対する「未開講科目と廃止科目の計」の割合

未開講科目と廃止科目の計
設置時の計画の授業科目数の計

=

- (注) ・ 小数点以下第3位を切り捨て，小数点以下第2位までを記入してください。

3 施設・設備の整備状況、経費

区 分		内 容				備 考
(1) 校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	
	校 舎 敷 地	31,639 m ²	－ m ²	－ m ²	31,639 m ²	
	運動場用地	33,504 m ²	－ m ²	－ m ²	33,504 m ²	
	小 計	65,143 m ²	－ m ²	－ m ²	65,143 m ²	
	そ の 他	2,968 m ²	－ m ²	－ m ²	2,968 m ²	
	合 計	68,111 m ²	－ m ²	－ m ²	68,111 m ²	
(2) 校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	
		10,068.17m ² (10,068.17m ²)	－ m ² (－ m ²)	－ m ² (－ m ²)	10,068.17m ² (10,068.17m ²)	
(3) 教 室 等		講 義 室	演 習 室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設
		8 室	7 室	21 室	3 室 (補助職員 3 人)	－ 室 (補助職員 － 人)
(4) 専任教員研究室		新設学部等の名称			室 数	
		幼児教育学科			11 室	
(5) 図 書 ・ 設 備	新設学部等 の名称	図 書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 点	視聴覚資料 点	機械・器具 点
	幼児教育学科	6,714〔583〕 (11,269〔669〕)	64〔6〕 (58〔7〕)	0〔0〕 (0〔0〕)	48 (132)	0 (0)
	計	6,714〔583〕 (11,269〔669〕)	64〔6〕 (58〔7〕)	0〔0〕 (0〔0〕)	48 (132)	0 (0)
(6) 図 書 館		面 積	閱 覧 座 席 数		収 納 可 能 冊 数	
		443.67 m ²	30		54,000	大学全体
(7) 体 育 館		面 積	体育館以外のスポーツ施設の概要			
		938.61 m ²	テニスコート			大学全体
(8) 経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設年度	完成年度	区 分	開設前年度
		教員1人当り研究費等	274 千円	274 千円	図書購入費	1,082 千円
		共同研究費等	0 千円	0 千円	設備購入費	640 千円
						100 千円
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次
		県内 649 千円 県外 844 千円	415 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円
		学生納付金以外の維持方法の概要		運営費補助金		

- (注) ・ 設置時の計画を、申請書の様式第2号(その1の1)に準じて作成してください。(複数のキャンパスに分かれている場合、複数の様式に分ける必要はありません。なお、「(1)校地等」及び「(2)校舎」は大学全体の数字を、その他の項目はAC対象学部等の数値を記入してください。)
- ・ 運動場用地が校舎敷地と別地にある場合は、その旨(所要時間・距離等)を「備考」に記入してください。
 - ・ 「(5)図書・設備」については、上段に完成年度の予定数値を、下段には平成28年5月1日現在の数値を記入してください。
 - ・ 昨年度の報告後から今年度の報告時までに変更のあったものについては、変更部分を赤字で見え消し修正するとともに、その理由及び報告年度「(28)」を「備考」に赤字で記入してください。
- なお、昨年度の報告において赤字で見え消しした部分については、見え消しのまま黒字にしてください。
- ・ 校舎等建物の計画の変更(校舎又は体育館の総面積の減少、建築計画の遅延)がある場合には、「建築等設置計画変更書」を併せて提出してください。

4 既設大学等の状況

大 学 の 名 称		会津大学短期大学部								備 考
既設学部等の名称	修業 年限	入 定 学 員	編入学 定 員	収 容 定 員	学位又は 称号	平均入学 定員 超過率	開 設 年 度	所 在 地	平成28年より学 生募集停止	
	年	人	年次 人	人		倍				
産業情報学科	2	60	-	120	短期大学士 (産業情報)	1.16	平成5年度	福島県会津若松市 一箕町大字八幡 字門田1番地の1		
食物栄養学科	2	40	-	80	短期大学士 (食物栄養)	1.05	昭和55年度			
社会福祉学科	2	-	-	-	短期大学士 (社会福祉)	-	昭和55年度			
幼児教育学科	2	50	-	100	短期大学士 (幼児教育)	1.00	平成28年度			
大 学 の 名 称		会津大学								備 考
既設学部等の名称	修業 年限	入 定 学 員	編入学 定 員	収 容 定 員	学位又は 称号	平均入学 定員 超過率	開 設 年 度	所 在 地		
	年	人	年次 人	人		倍				
コンピュータ理工学部 コンピュータ理工学科	4	240	-	960	学士 (コンピュー タ理工学)	1.02	平成5年度	福島県会津若松市 一箕町大字鶴賀 字上居合90番地		
大 学 の 名 称		会津大学大学院								備 考
既設学部等の名称	修業 年限	入 定 学 員	編入学 定 員	収 容 定 員	学位又は 称号	平均入学 定員 超過率	開 設 年 度	所 在 地		
	年	人	年次 人	人		倍				
コンピュータ理工学研究科 博士前期課程								福島県会津若松市 一箕町大字鶴賀 字上居合90番地		
コンピュータ・ 情報システム学専攻	2	100	-	200	修士 (コンピュー タ理工学)	0.65	平成9年度			
情報技術・ プロジェクトマネジ メント専攻	2	20	-	40	修士 (コンピュー タ理工学)	0.10	平成9年度			
博士後期課程 コンピュータ・ 情報システム学専攻	3	10	-	30	修士 (コンピュー タ理工学)	0.87	平成11年度			

(注) ・本調査の対象となっている大学等の設置者(学校法人等)が設置している全ての大学(学部、学科)、大学院(専攻)及び短期大学(学科)(A/C対象学部等含む)について、それぞれの学校種ごとに、平成28年5月1日現在の上記項目の情報を記入してください。

・学部の学科または研究科の専攻等、「入学定員を定めている組織」ごとに記入してください。

※「入学定員を定めている組織ごと」には、課程認定等によりコース・専攻に入学定員を定めている場合を含めます。履修上の区分としてコース・専攻を設けている場合は含めません。

※なお、課程認定等によりコースや専攻に入学定員を定めている場合は、法令上規定されている組織上の最小単位（大学であれば「学科」、短期大学であれば「専攻課程」）でも記載してください。

- ・専攻科に係るものについては、記入する必要はありません。
- ・AC対象学部等についても必ず記入してください。
- ・「平均入学定員超過率」には、標準修業年限に相当する期間における入学定員に対する入学者の割合の平均の小数点以下第2位まで（小数点以下第3位を切り捨て）を記入してください。
- ・学生募集を停止している学部等がある場合、入学定員・収容定員・平均入学定員超過率は「－」とし、「備考」に「平成〇〇年より学生募集停止」と記入してください。

5 教員組織の状況

<幼児教育学科>

(1) 担当教員表

設置時の計画					変更状況					備考
専任・ 兼任・ 兼任 の別	職名	氏 名 (年 齢)	就任予定年月	担当授業科目名	専任・ 兼任・ 兼任 の別	職名	氏 名 (年 齢)	就任予定年月	担当授業科目名	
専	教授 (学科長)	市川 和彦 (56)	平成28年4月	幼児教育基礎演習Ⅰ 幼児教育基礎演習Ⅱ 保育者論※ 障がい児保育 教職・保育実践演習 保育実習Ⅰa 保育実習指導Ⅰa 保育実習Ⅰb 保育実習Ⅲ 保育実習指導Ⅲ 特別演習 障がい者福祉論 発達障害幼児療育法						
専	教授	渡辺 一弘 (54)	平成28年4月	幼児教育基礎演習Ⅰ 幼児教育基礎演習Ⅱ 教育原理 保育原理 保育者論※ 教育・保育課程論 言葉 国語 教職・保育実践演習 保育実習Ⅰb 保育実習指導Ⅰb 保育実習Ⅱ 保育実習指導Ⅱ 教育実習 教育実習指導 特別演習	兼任	講師	太田 光一 (67)	平成28年4月	教育原理	課程認定委員会の審査意見を受け、教員を変更 (28)
					兼任	講師	畠山 祥正 (61)	平成28年4月		
					兼任	講師	梅田 優子 (51)	平成28年4月	言葉	課程認定委員会の審査意見を受け、教員を変更 (28)
					兼任	講師	沼澤 清一 (56)	平成28年4月	国語	課程認定委員会の審査意見を受け、教員を変更 (28)
					兼任	講師	久富 陽子 (54)	平成28年4月		
専	教授	郭 小蘭 (53)	平成28年4月	幼児教育基礎演習Ⅰ 幼児教育基礎演習Ⅱ 保育の心理学Ⅰ 保育内容総論 保育の心理学Ⅱ 乳児保育 保育実習Ⅰa 保育実習Ⅰb 保育実習指導Ⅰb 保育実習Ⅱ 保育実習指導Ⅱ 幼児理解と教育相談※ 特別演習	兼任	講師	久富 陽子 (54)	平成28年4月	保育内容総論	課程認定委員会の審査意見を受け、教員を変更 (28)
					兼任	講師	佐藤 誠子 (33)	平成28年4月	保育の心理学Ⅰ 保育の心理学Ⅱ	課程認定委員会の審査意見を受け、教員を追加 (28)
					兼任	講師	矢野 由佳子 (41)	平成28年4月		
専	教授	河原田 潤 (51)	平成28年4月	幼児教育基礎演習Ⅰ 幼児教育基礎演習Ⅱ 表現Ⅰa※ 表現Ⅰb※ 音楽Ⅰa 音楽Ⅰb 音楽Ⅱa 音楽Ⅱb 音楽Ⅲa 音楽Ⅲb 教職・保育実践演習 保育実習Ⅰa 保育実習Ⅰb 保育実習指導Ⅰb 保育実習Ⅱ 保育実習指導Ⅱ 特別演習						

設 置 時 の 計 画					変 更 状 況					備 考
専任・ 兼任・ 兼任 の別	職 名	氏 名 (年 齢)	就任予定年月	担当授業科目名	専任・ 兼任・ 兼任 の別	職 名	氏 名 (年 齢)	就任予定年月	担当授業科目名	
専	准教授	久保 美由紀 (43)	平成28年4月	幼児教育基礎演習Ⅰ 幼児教育基礎演習Ⅱ 地域福祉論 特別演習 介護福祉論 高齢者福祉論 社会調査の基礎 ソーシャルワーク演習 ソーシャルワーク実習指導Ⅰ ソーシャルワーク実習指導Ⅱ ソーシャルワーク実習						
専	講師	荒井 光廣 (61)	平成28年4月	特別演習	専	講師	櫻井 直輝 (31)	平成28年4月	特別演習	大学設置審議会の審査意見を受け、教員を変更 (28) 平成27年12月 教員審査済
専	講師	木村 淳也 (44)	平成28年4月	幼児教育基礎演習Ⅰ 幼児教育基礎演習Ⅱ 幼児理解と教育相談※ 相談援助 保育実習Ⅰa 保育実習Ⅰb 特別演習 ソーシャルワークⅠ ソーシャルワークⅡ ソーシャルワークⅢ ソーシャルワーク演習 ソーシャルワーク実習指導Ⅰ ソーシャルワーク実習指導Ⅱ ソーシャルワーク実習						
専	講師	鈴木 勲 (44)	平成28年4月	幼児教育基礎演習Ⅰ 幼児教育基礎演習Ⅱ 社会的養護 社会的養護内容 児童家庭福祉 保育実習Ⅰa 保育実習指導Ⅰa 保育実習Ⅲ 保育実習指導Ⅲ 特別演習 ソーシャルワーク演習 ソーシャルワーク実習指導Ⅰ ソーシャルワーク実習指導Ⅱ ソーシャルワーク実習						
専	講師	渡部 琢也 (43)	平成28年4月	コンピューターと情報 幼児教育基礎演習Ⅰ 幼児教育基礎演習Ⅱ 運動技術Ⅰ 運動技術Ⅲ 健康 表現Ⅰa※ 表現Ⅰb※ 体育Ⅰ 体育Ⅱ 教職・保育実践演習 保育実習Ⅰb 保育実習Ⅱ 特別演習 復興支援特別演習Ⅰ 復興支援特別演習Ⅱ 保育実習Ⅰa 保育実習指導Ⅰa 保育実習指導Ⅰb こども実践演習Ⅰ こども実践演習Ⅱ						

設 置 時 の 計 画					変 更 状 況					備 考
専任・ 兼任・ 兼任 の別	職名	氏 名 (年 齢)	就任予定年月	担当授業科目名	専任・ 兼任・ 兼任 の別	職名	氏 名 (年 齢)	就任予定年月	担当授業科目名	
専	講師	阿部 聡 (38)	平成28年4月	英語Ⅰ 英語Ⅱ 英語Ⅲ 英語Ⅳ 特別演習 基礎英語	専	講師	五十嵐 啓太 (29)	平成28年4月	英語Ⅰ 英語Ⅱ 英語Ⅲ 英語Ⅳ 特別演習 基礎英語	平成28年3月 阿部聡講師 辞任のため、教員を変更 (28) 平成28年2月 教員審査済
専	講師	葉山 亮三 (33)	平成28年4月	幼児教育基礎演習Ⅰ 幼児教育基礎演習Ⅱ 表現Ⅰa※ 表現Ⅰb※ 図画工作Ⅰ 図画工作Ⅱ 特別演習						
兼任	教授	石光 真 (59)	平成28年4月	くらしと経済						
兼任	教授	田中 政巳 (62)	平成28年4月	生命のしくみ						
兼任	教授	左 一八 (53)	平成28年4月	生活の科学						
兼任	准教授	中澤 真 (47)	平成28年4月	教育方法論※						
兼任	講師	張 新荷 (28)	平成28年4月	心理学						
兼任	講師	宮岡 良成 (59)	平成28年4月	日本語表現法						
兼任	講師	築田 直幸 (62)	平成28年4月	くらしと伝承						
兼任	講師	渡部 昌之 (53)	平成28年4月	音楽 音楽Ⅱa 音楽Ⅱb 音楽Ⅲa 音楽Ⅲb						
兼任	講師	渡邊 晃一 (48)	平成28年4月	人間と美術						
兼任	講師	富田 哲 (61)	平成28年4月	契約と社会のルール						
兼任	講師	新村 繁文 (66)	平成28年4月	日本国憲法						
兼任	講師	齋藤 ゆき子 (41)	平成28年4月	力学 電磁気学						
兼任	講師	金田 裕也 (25)	平成28年4月	コンピュータと情報						
兼任	講師	ベン・アブ ラ・ソニア (47)	平成28年4月	英会話Ⅰ 英会話Ⅱ フランス語Ⅰ フランス語Ⅱ						
兼任	講師	手代木 トロイ 香 (55)	平成28年4月	英会話Ⅲ 英会話Ⅳ						
兼任	講師	中澤 謙 (48)	平成28年4月	運動と健康						
兼任	講師	齋藤 玲子 (63)	平成28年4月	病気と予防						
兼任	講師	上野 和子 (63)	平成28年4月	食べ物と健康	兼任	講師	滝谷 陽子 (41)	平成28年4月	食べ物と健康	平成28年3月 上野和子講 師辞任のため、教員を変 更 (28)
兼任	講師	室井 富仁 (62)	平成28年4月	運動技術Ⅰ 運動技術Ⅱa 運動技術Ⅱb						

設 置 時 の 計 画					変 更 状 況					備 考
専任・ 兼任・ 兼任 の別	職名	氏 名 (年 齢)	就任予定年月	担当授業科目名	専任・ 兼任・ 兼任 の別	職名	氏 名 (年 齢)	就任予定年月	担当授業科目名	
兼任	講師	廣澤 洋子 (68)	平成28年4月	環境	兼任	講師	中村 俊哉 (46)	平成28年4月	環境	課程認定委員会の審査意 見を受け、教員を変更 (28)
					兼任	講師	堀 建治 (47)	平成28年4月		
兼任	講師	長谷川 まち子 (58)	平成28年4月	保育相談支援						
兼任	講師	川口 孝司 (63)	平成28年4月	家庭支援論						
兼任	講師	伊藤 俊晴 (66)	平成28年4月	子どもの保健Ⅰ a 子どもの保健Ⅰ b						
兼任	講師	齋藤 今日子 (50)	平成28年4月	子どもの保健Ⅱ						
兼任	講師	坂内 幸子 (61)	平成28年4月	子どもの食と栄養						
兼任	講師	石橋 妙子 (54)	平成28年4月	医学概論						
兼任	講師	福田 敬子 (51)	平成28年4月	音楽Ⅱ a 音楽Ⅱ b						
兼任	講師	鈴木 絵美 (35)	平成28年4月	音楽Ⅱ a 音楽Ⅱ b						
兼任	講師	平野 強子 (58)	平成28年4月	音楽Ⅲ a 音楽Ⅲ b						
兼任	講師	桑田 カツ子 (62)	平成28年4月	検定英語Ⅰ 検定英語Ⅱ						
兼任	講師	ベン・アメド・ アクラム (29)	平成28年4月	コンピュータリテラシー						
兼任	講師	熊沢 由美 (43)	平成28年4月	社会保障論Ⅰ 社会保障論Ⅱ						
兼任	講師	目黒 正一 (53)	平成28年4月	福祉サービスの組織と運営						
兼任	講師	栗原 永明 (65)	平成28年4月	福祉行政と福祉計画						
兼任	講師	清水 浩一 (65)	平成28年4月	公的扶助論	兼任	講師	今野 順夫 (71)	平成28年4月	公的扶助論	平成28年3月 清水浩一講 師辞任のため、教員を変 更 (28)
兼任	講師	福地 美恵子 (67)	平成28年4月	更生保護制度						
兼任	講師	渡部 淳 (51)	平成28年4月	就労支援サービス						
兼任	講師	菊地 恵子 (58)	平成28年4月	権利養護と成年後見制度						
兼任	講師	西田 純子 (51)	平成28年4月	医療福祉論						
兼任	講師	佐々木 篤信 (70)	平成28年4月	社会理論と社会システム						
兼任	講師	吉田 亜矢 (44)	平成28年4月	人間関係						
兼任	講師	橋本 希義 (63)	平成28年4月	教育実習 教育実習指導						
兼任	講師	佐藤 博彦 (52)	平成28年4月	社会福祉論Ⅰ 社会福祉論Ⅱ						

設 置 時 の 計 画					変 更 状 況					備 考
専任・ 兼任・ 兼任 の別	職 名	氏 名 (年 齢)	就任予定年月	担当授業科目名	専任・ 兼任・ 兼任 の別	職 名	氏 名 (年 齢)	就任予定年月	担当授業科目名	
専任 補充				教育制度論 幼児教育基礎演習Ⅰ 幼児教育基礎演習Ⅱ	専任	講師	櫻井 直輝 (31)	平成28年4月	教育制度論	大学設置審議会及び課程 認定委員会の審査意見 を受け、教員を追加(28) 平成27年12月 教員審査 済
					専任	講師	櫻井 直輝 (31)	平成28年4月	幼児教育基礎演習Ⅰ 幼児教育基礎演習Ⅱ	大学設置審議会の審査意 見を受け、教員を追加 (28) 平成27年12月 教員審査 済(櫻井直輝) 平成28年2月 教員審査済 (五十嵐啓太)
					専任	講師	五十嵐 啓太 (29)	平成28年4月		
兼任 可				教育方法論※ 教育実習 教育実習指導 教職・保育実践演習 数学Ⅰ 数学Ⅱ	兼任	講師	山口 榮一 (68)	平成28年4月	教育方法論	大学設置審議会及び課程 認定委員会の審査意見 を受け、教員を追加(28)
					兼任	講師	沼澤 清一 (56)	平成28年4月		
									教育実習 教育実習指導	2前 就任未定
									教職・保育実践演習	2後 就任未定
									数学Ⅰ 数学Ⅱ	隔年 就任未定

- (注) ・ 申請書の様式第3号(その2の1)に準じて作成してください。
 なお、当該設置に係る学部、学科等に所属しない教員であって、全学共通、学部共通などの授業科目を担当する教員組織に所属している場合は、〈○○学部 △△学科〉の箇所を「共通」とし、表を分けて作成してください。
- ・ 後任が決まっていない場合には、「後任未定」と記入してください。
 - ・ 辞任者は「備考」に退職年月、氏名、理由を記入してください。
 - ・ 年齢は、「設置時の計画」には当該学部等の就任時における満年齢を、「変更状況」には平成28年5月1日現在の満年齢を記入してください。
 - ・ 教員を学年進行中に変更した又は変更する予定の場合(「新規採用」、「担当授業科目の変更」又は「昇格」をいう。)は、変更後の状況を記入するとともに、その理由、後任者が決まっていない場合は、「変更状況」の「氏名」に「後任未定」と記入し、及び今後の採用計画を「備考」に記入してください。
 - ・ 認可で設置された学部等の専任教員を変更する場合は、当該専任教員が授業を開始する前に必ず「専任教員採用等設置計画変更書」を提出し、大学設置・学校法人審議会による教員資格審査(aC教員審査)を受けてください。aC教員審査を受けずに専任教員として授業等を担当することは出来ません。
 - ・ 「専任教員採用等変更書(aC)」を提出し「可」の教員判定を受けている場合は「〇年〇月教員審査済」、変更書を提出予定の場合は「〇年〇月変更書提出予定」と記入してください。
- なお、設置認可審査時に教員審査省略となっている場合は、「備考」に「(教員審査省略)」及びその変更の理由、変更年度()書き等のみを記入してください。

(2) 専任教員数等

(2) - ① 専任教員数

設置時の計画					現在（報告書提出時）の状況					現在（報告書提出時）の完成年度時の計画				
教 授	准教授	講 師	助 教	計	教 授	准教授	講 師	助 教	計 (A)	教 授	准教授	講 師	助 教	計 (B)
4	1	6	0	11	4	1	6	0	11	4	1	6	0	11
(4)	(1)	(6)	(0)	(11)						[]	[]	[]	[]	[]

- (注) ・「設置時の計画」には、設置時に予定されていた完成年度時の人数を記入するとともに、() 内に開設時の状況を記入してください。
 ・「現在（報告書提出時）の状況」には、報告書提出年度の5月1日の教員数（実人数）を記入してください。
 ・「現在（報告書提出時）の完成年度時の計画」には、報告書提出年度の5月1日現在、完成年度時に計画している教員数を記入するとともに、[] 内に設置時の計画との増減数を記入してください。（記入例：1名減の場合：△1）

(2) - ② 年齢構成

年齢構成		
定年規定の定める定年年齢（歳）	報告書提出時（上記（A））の教員のうち、定年を延長して採用している教員数	完成年度時（上記（B））の教員のうち、定年を延長して採用する教員数
65	0	0
歳	名	名

- (注) ・「年齢構成」には、当該学部における教員の定年に関する規定に基づく定年年齢（特例等による定年年齢ではありません）、および、平成28年5月1日現在、定年に関する規定に基づく特例等により定年を超えて専任教員として採用されている教員数および完成年度時に定年を超えて専任教員として採用する教員数を記入してください。
 ・なお、職位等によって定年年齢が異なる場合には、職位ごとの定年年齢を「定年規定の定める定年年齢」に二段書きで記入し、「定年を延長している教員数」には合算した数を記入してください。

(3) 専任教員辞任等の理由

(3) - ① 専任教員の就任辞退（未就任）の理由及び後任補充状況

番 号	職 位	専任教員氏名	必修・選択・自由の別	担当予定科目	後任補充状況	就任辞退（未就任）の理由	
1	講師	阿部 聡	選択	英語Ⅰ	①	一身上の都合により就任辞退（28）	
			選択	英語Ⅱ	①		
			選択	英語Ⅲ	①		
			選択	英語Ⅳ	①		
			必修	特別演習	①		
			自由	基礎英語	①		
合計（A）					後任補充状況の集計（B）		
就任を辞退した教員数		担当科目数の合計（a）＋（b）＋（c）		①の合計数（a）	②の合計数（b）	③の合計数（c）	
1	人	必修	1 科目	必修	1 科目	必修	0 科目
		選択	4 科目	選択	4 科目	選択	0 科目
		自由	1 科目	自由	1 科目	自由	0 科目
		計	6 科目	計	6 科目	計	0 科目

- （注）・ 認可時又は届出時以降、就任を辞退した全ての専任教員の就任辞退の理由を具体的に記入してください。
- ・ 「就任辞退（未就任）」とは、認可又は届出時に就任予定としながら、実際には就任しなかった教員のことで、就任した後に辞任した教員は、以下「（3）- ②専任教員辞任の理由及び後任補充状況」に記入してください。
- ・ 昨年度の報告後から今年度の報告時まで専任教員が新たに就任を辞退した場合、赤字にて記入するとともに、「就任辞退（未就任）の理由」に就任辞退の理由等および（ ）書きで報告年度を記入してください。
- ・ また、担当予定であった科目の後任補充の状況について、各科目ごとに状況を以下「①」～「③」から選択し、「後任補充理由」の欄にその数字を記載してください。

- ・ 専任教員が担当する（している）場合は「①」
- ・ 兼任兼担教員が担当する（している）場合は「②」
- ・ 後任未定、科目廃止など、上記「①」「②」以外の場合は「③」

(3) - ② 専任教員辞任の理由及び後任補充状況

番号	職位	専任教員氏名	必修・選択・自由の別	担当予定科目	後任補充状況	辞任等の理由
		該当なし				
合計（C）				後任補充状況の集計（D）		

- （注）・ 一度就任した後に、辞任した全ての専任教員の辞任の理由を具体的に記入してください。
- ・ 昨年度の報告後から今年度の報告時まで専任教員が新たに辞任等した場合、赤字にて記入するとともに、「辞任等の理由」に辞任理由等および（ ）書きで報告年度を記入してください。
- ・ また、担当予定であった科目の後任補充の状況について、各科目ごとに状況を以下「①」～「③」から選択し、「後任補充理由」の欄にその数字を記載してください。

- ・ 専任教員が担当する（している）場合は「①」
- ・ 兼任兼担教員が担当する（している）場合は「②」
- ・ 後任未定、科目廃止など、上記「①」「②」以外の場合は「③」

上記（3）- ① ・ （3）- ② の合計

合計（A）+（C）				後任補充状況の集計（B）+（D）			
辞任等した教員数		担当科目数の合計（a）+（b）+（c）		①の合計数（a）	②の合計数（b）	③の合計数（c）	
1	人	必修	1 科目	必修	1 科目	必修	0 科目
		選択	4 科目	選択	4 科目	選択	0 科目
		自由	1 科目	自由	1 科目	自由	0 科目
		計	6 科目	計	6 科目	計	0 科目

- （注）・ 就任辞退（未就任）及び辞任した全専任教員について、教員数、担当科目数の合計、後任補充の状況を記入ください。

(4) 専任教員交代に係る「大学の所見」及び「学生への周知方法」

辞任した教員の担当予定科目を担当する後任教員を開設前に補充しているため、学生の履修等への影響はない。

(注) ・ 上記(3)の専任教員辞任等による学生の履修等への影響に関する「大学の所見」及び「学生への周知方法」を記入してください

6 留意事項等に対する履行状況等

区 分	留 意 事 項 等	履 行 状 況	未履行事項について の実施計画
設 置 時 (28年4月)	1. 履修モデルとして、幼稚園教諭二種免許状、保育士、社会福祉士受験資格の3つの資格取得のためのモデルを示しているが、3つの資格取得を目指す場合、多くの科目を履修する必要があることから、単位の実質化の観点から、学生が十分な学修時間を確保できるかどうかについて改めて検討し、無理のない履修となるよう適切に改めること。	留意事項 1. 留意事項に関し、以下の取り組みを実施している。 ①提出した「設置の趣旨等を記載した書類」12-13頁の「履修科目の上限」に記載した「1年間に登録できる履修単位数の上限について、原則として、教養基礎科目を除き概ね50単位とする」に基づき無理のない履修計画を立てるよう、ガイダンス等を通して指導している。 【資料1】 ②3つの資格取得を目指す場合など履修単位数が50を超える学生においては（自由科目である社会福祉士受験資格関連科目を履修希望する場合）、提出した「設置の趣旨等を記載した書類」12-13頁の「履修科目の上限」に記載した「学生の幅広い学びの機会を提供するために、成績優秀者については、事前に面談等を行った上で、上限を超えて履修することを認めることとする」に基づくとともに、短期大学設置基準第13条の2第2項を準用し審査を実施し成績優秀者と認められた学生に、社会福祉士受験資格（指定科目：58単位）履修を認めることとする。不可の学生には社会福祉士受験資格（基礎科目：30単位）への切り替えを薦めることもある。 審査は次の4つの内容で実施する。 a 学業成績の評価（1年前期に履修した卒業必修科目の平均点が規定した点数以上であること） b 出席状況（1年前期に履修した卒業必修科目の出席が皆勤であること）	

区 分	留 意 事 項 等	履 行 状 況	未履行事項について の実施計画
		c 書類審査（資格の取得目的、進路計画、履修計画が明確かつ適切であること） d 面接審査（資格の取得目的、進路計画、履修計画、意欲などが明確かつ適切であること） 【資料1、資料2-1～2-6】 ③2年間の履修カリキュラム構成については、社会福祉士関連科目を2年次後期中心に配置することにより、意欲のある成績優秀な学生が履修できる仕組みとしている。 ④50単位を超える学生にはガイダンス等でアルバイトを自粛するよう指導する。 *5月1日時点での学生の取得希望資格は【資料3】のとおりである。 (28)	
	2. 「言葉」の授業科目の概要は、幼稚園教諭や保育士養成のために本科目が必要であるという科目の位置付けの説明の記載のみで、講義内容の記載にはなっていないことから適切に改めること。	留意事項 2. 指摘のとおり修正した。 【資料4】 (28)	
	3. 幼児教育関係の購入予定学術雑誌として示している雑誌一覧には一般誌も含まれており、本学科に必要な学術雑誌の数の更なる充実が必要である。今後、学年進行に従い幼児教育関係の学術雑誌をより一層充実させること。	留意事項 3. 今年度（平成28年度）に新たに幼児教育関係の雑誌を26冊購入予定。うち、10冊（NO. 25-34）が学術雑誌である。引き続き特に学術雑誌の充実に努めたい。 【資料5】 (28)	

区 分	留 意 事 項 等	履 行 状 況	未履行事項について の実施計画
	4. 教員の補充を必要とされた9授業科目については、科目開講までに教員を充足すること。うち、専任教員の配置を必要とされた3授業科目については、確実に専任教員を配置すること。 ○「日本国憲法」は、幼稚園教諭二種免許状を取得するための科目として2年前期の開設科目として配置されているが、多くの場合、教育実習よりも前に履修させていることから、本科目の趣旨を踏まえて配当年次を1年次に改めることが望ましい。	留意事項 4. 今年度(平成28年度)4月より以下の専任教員を採用した。 ・ 櫻井直輝講師(教育制度論、幼児教育基礎演習Ⅰ、幼児教育基礎演習Ⅱ、特別演習) ・ 五十嵐啓太講師(英語Ⅰ、英語Ⅱ、英語Ⅲ、英語Ⅳ、基礎英語、幼児教育基礎演習Ⅰ、幼児教育基礎演習Ⅱ、特別演習) また、以下の兼任教員を採用した。 ・ 山口榮一(教育方法論) ・ 沼澤清一(教育方法論) (28) その他意見 ○「日本国憲法」を1年次前期に配当した。 【資料6】 (28)	

(注) ・ 「設置時」には、当該大学等の設置時(認可時又は届出時)に付された留意事項(学校法人の寄附行為又は寄附行為変更の認可の申請に係る留意事項を除く。)と、それに対する履行状況等について、具体的に記入し、報告年度を()書きで付記してください。

- ・ 「設置計画履行状況調査時」には、当該設置計画履行状況調査の結果、付された意見に対する履行状況等について、具体的に記入するとともに、その履行状況等を裏付ける資料があれば、添付してください。
- ・ 定員管理に係る留意事項への履行状況は、指摘を受けた学科等についてのみ記入してください。
- ・ 該当がない場合には、「該当なし」と記入してください。
- ・ 「設置計画履行状況調査時」の(年月)には、調査結果を公表した月(通常2月)を記入してください。(実地調査や面接調査を実施した日ではありません。)

2016 年度 会津大学短期大学部幼児教育学科 履修ガイダンス資料

1. 選択モデル

1) 卒業だけを目指す

必修科目・選択必修科目（幼稚園免許と保育士資格取得に必要な科目が中心）を履修し卒業までに 62 単位以上を取得します。社会福祉主事任用資格取得希望の場合は必要な科目が 3 科目以上指定されていますので選択科目に注意してください（特に卒業だけ、幼稚園教諭二種免許のみの場合）。

2) 幼稚園二種免許と保育士資格を取る

幼児教育学科は幼稚園教諭二種免許取得を主たる目的とした学科になりますので、将来的に幼稚園教諭と保育士両方の資格を持っていたほうが、認定こども園でも保育教諭として働けるなど有利です。

3) 幼稚園二種免許だけを取る

幼児教育学科は幼稚園教諭二種免許取得を主たる目的とした学科になりますが、幼稚園免許と保育士資格取得に必要な科目はほとんどが共通になりますので保育士資格も併せて取得されることをお奨めします。また将来的に両方の資格をお持ちのほうが、認定こども園でも保育教諭として働けるなど有利かと思います。社会福祉主事任用資格取得希望の場合は必要な科目が 3 科目以上指定されていますので選択科目に注意してください。

4) 幼稚園二種免許と社会福祉士受験資格を取る

たとえばスクールソーシャルワーカーに関心のある方などはソーシャルワークはもちろん、虐待やDV、子どもの貧困、子育て支援など福祉の視点に加えていじめや不登校などの課題を抱える教育現場のしくみや教育制度についての理解が求められます。

また、児童養護施設や障がい児施設においては、教育とは何か、具体的にはどのような教育方法・指導法があるのかについて理解していることは大切なことです。

5) 幼稚園教諭二種免許＋保育士資格＋社会福祉士受験資格の 3 つの免許・資格を取る

幼稚園教諭二種免許＋保育士資格＋社会福祉士受験資格の 3 つを取得希望の場合、本学科で定めている 1 年間に登録できる履修単位数の上限である 50 単位（教養基礎科目・実習を除く）を超えることが予想されますので、その場合は審査を受け、以下の 4 つの条件をクリアすることが必要となります。（7 月下旬～8 月末までに書面にて「審査申請書」、「履修計画書」を提出し、出席を確認、9 月下旬に面接を行う）

条件

- (1) 学業成績が優秀であること（本学科 1 年前期に修得した卒業必修科目の平均点が規定した点数以上であること。）
- (2) 出席が良好であること。（1 年前期履修全科目の出席が皆勤であること、但し、やむをえない理由による欠席は除く）
- (3) 書類によって（履修計画書）、資格の取得目的、進路計画、履修計画が明確かつ適切

であるか否かを確認します。

- (4) 面接で、資格の取得目的、進路計画、履修計画、意欲などを確認します。

面接は学科長、教務厚生委員教員、社会福祉関連専任教員(1)、教職課程関連専任教員(1)、保育士関連専任教員(1)による面談を実施します。

■ 5) に関して

成績審査の結果、社会福祉士受験資格科目の履修が認められなかった場合、1年後期からの履修科目を「指定科目」(58単位)から「基礎科目」(30単位)に切り替えることができます。この場合は、卒業後に以下の手段により社会福祉士受験資格を取得することができます。

- ① 相談援助実務2年を経た後、短期養成施設で受験資格を得る。

働きながら通信教育で取得することができます。

期間 : 9ヶ月～1年間

授業料等: 相談援助実習、相談援助実習指導免除で 245,000 円(相談援助業務1年以上で免除)

相談援助実習、相談援助実習指導を含み 420,000 円(2016年某短期養成施設の場合)

- ② 福祉系4年生大学に編入学し(3年次に)、受験資格を得る。

本学で修得した「基礎科目」は免除になります。但し読み替えが可能かどうかの確認があるので希望する大学に確認してください。

期間 : 2年間

授業料等: 日本社会事業大学の場合、3年次 1,039,800 円、4年次 625,800 円、東北福祉大学の場合、3年次 1,068,200 円、4年次 733,000 円

- ③ 福祉系4年生大学(通信課程)に編入学し(3年次に)、受験資格を得る。

本学で修得した「基礎科目」は免除になります。但し読み替えが可能かどうかの確認があるので希望する大学に確認してください。

期間 : 2年間

授業料等: 日本福祉大学の場合、2年間で 657,740 円、実習費 108,800 円
武蔵野大学の場合、2年間で 330,000 円、実習費 80,000 円

参考: <http://www.sssc.or.jp/shakai/shikaku/route.html>

会津大学短期大学部 幼児教育学科 学科長殿

単位数超過履修許可審査申請書（案）

私は、資格・免許取得を下記の通り希望しますので、関連科目履修の許可についての審査を申請いたします。

第一希望取得希望資格・免許：_____

第二希望取得希望資格・免許：_____

第三希望取得希望資格・免許：_____

申請日　：平成　　年　　月　　日

学籍番号：_____

名前　　：_____ 印

幼児教育学科 履修計画書(案)

提出日	平成	年	月	日 ()		
氏名				学籍番号		
取得目的・進路計画・履修計画など						
あなたが希望する資格・免許を取得したい理由、将来資格・免許をどのように活用したいと考えているか、効果的な学修計画など具体的に書いてください。						

幼児教育学科 単位数超過履修希望者 面接票(案)

面談実施日 平成 年 月 日 () : ~			
氏名			学籍番号
出席率確認	・確認した ・未確認		
取得目的・進路計画・履修計画・意欲など			
評価点			
面接者氏名			

平成 28 年度 会津大学短期大学部 幼児教育学科

単位数超過履修許可審査における面接方法・課題・評価方法（案）

①面接方法

- 学科の面接員 5 名（学科長、教務厚生委員教員、社会福祉士養成関連教員（1）、教職課程関連教員（1）、保育士養成関連教員（1））が 1 人に対して面接を行う個人面接とする。
- 面接は口頭試問とする
- 受験生 1 人あたりの面接時間は、10 分程度とする。

②面接課題

次の点を面接課題として、「審査申請書」「履修計画書」の内容、出席状況等を確認しながら総合的に評価する。

- 当該資格（保育士・社会福祉士）取得を希望する理由（ ）
- 資格取得に対する意欲（ ）
- 将来の進路・地域社会への貢献に関する意欲（ ）
- 履修計画が適切に立てられており無理なく実施できそうか（ ）
- 面接時の態度・コミュニケーション能力（ ）
- その他（ ）

③評価方法

- 面接員 5 名による個々の評価を合計し、平均したものを評価点とする。
- 面接による評価の配点は 点満点とする。

④その他

審査における評価は次のとおりとし、総計で 点以上の者を可とする。

* すべての科目の出席が皆勤であることが審査を受ける条件となる（疾病、事故、冠婚葬祭など、やむを得ない場合は欠席としない）。

- 学業成績は 1 年前期に履修した卒業必修科目の平均点。
- 面接による評価。

幼児教育学科 単位数超過履修希望者 評価票(案)

	記入日: 平成 年 月 日				
NO	氏名	学籍番号	面接評価点	学業成績平均点	総合評価点
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

幼児教育学科 単位数超過履修希望者 審査結果(案)

	審査日： 平成 年 月 日 ()		
NO	氏名	学籍番号	審査結果
1			・可 ・不可
2			・可 ・不可
3			・可 ・不可
4			・可 ・不可
5			・可 ・不可
6			・可 ・不可
7			・可 ・不可
8			・可 ・不可
9			・可 ・不可
10			・可 ・不可
11			・可 ・不可
12			・可 ・不可
13			・可 ・不可
14			・可 ・不可
15			・可 ・不可

審査者自署名	捺印	審査者自署名	捺印

資料3

2016、ガイダンス時 アンケート結果 (2016年4月5日実施)

4) 3 資格・免許取得希望者 8 名

NO	第一希望	第二希望	第三希望	1 年次専門科目 取得単位数 (最低) *1	2 年次専門科目 取得単位数 (最低) *2	計	人数
1	幼稚園	保育士		4 6	2 0	6 6	1 7
2	保育士	幼稚園		4 6	2 0	6 6	1 9
3	保育士	社会福祉		5 4	4 7	1 0 1	2
4	社会福祉	幼稚園		3 9	4 2	8 1	3
5	保育士	幼稚園	社会福祉	5 6	4 8	1 0 4	3
6	幼稚園	保育士	社会福祉	5 6	4 8	1 0 4	2
7	幼稚園	社会福祉	保育士	5 6	4 8	1 0 4	1
8	保育士	社会福祉	幼稚園	5 6	4 8	1 0 4	1
9	社会福祉	保育士	幼稚園	5 6	4 8	1 0 4	1
							4 9

*実習単位は除く (学修時間を要さない)

*ソーシャルワーク演習は 1 年後期および 2 年通年で 5 単位であるが、1 年後期は実質 1 単位であるため、1 単位として計算している。

*幼稚園教諭二種+保育士+社会福祉士基礎科目=1 年次 50 単位+2 年次 41 単位=91 単位

* 1 * 2 : 教養基礎科目を除いた専門科目+自由科目 (社会福祉士関連科目)

シラバス：教職に関する科目

授業科目名：言葉	教員の免許状取得のための 必修科目	単位数： 1 単位	担当教員名：梅田 優子
			担当形態： 単独
科 目	教職に関する科目（教育課程及び指導法に関する科目）		
各科目に含めることが 必要な事項	・ 保育内容の指導法		
授業の到達目標及びテーマ			
・ 幼稚園教育要領と保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示されている、領域「言葉」の考え方と内容を理解する。 ・ 乳幼児期の言葉の発達とその育ちを手助けしていくための、保育者として指導法について考え理解する。 ・ 絵本作成及び模擬的保育場面の体験を通して、子どもに語りかけることばや指導法についても理解する。			
授業の概要			
現在の幼児期の教育の基本である遊びを通しての総合的な指導のあり方の大切さを確認すると共に、幼稚園教育要領と保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領における領域「言葉」の考え方と内容を理解する。 乳幼児期における言葉の発達は「話す」「聞く」の獲得が中心となり、それは子どもにとって身近な大人とのコミュニケーションによって育まれていく。そうした育ちを手助けする保育者としてのあり方について考えていく。また、幼児期の子どもの「読む」「書く」への関心の芽生えやその際の援助のあり方について学ぶ。さらに、言葉の遅れ等日本語でのコミュニケーションが難しい子どもに出会った際の援助のあり方についても、事例を通して具体的に考えていく。 また、言葉に出会い、楽しむことができる環境としての絵本等の児童文化財などについてもとりあげ、保育の場面で活かして指導していくことができるようにする。			
授業計画			
第1回：幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領における領域「言葉」			
第2回：乳児期の言葉の獲得と援助			
第3回：保育の場における児童文化財等の意義や役割			
第4回：児童文化財や教材の作成			
第5回：幼児期前半の言葉の発達と援助			
第6回：幼児期後半の言葉の発達と援助			
第7回：作成絵本等による模擬的保育場面における指導法の体験的理解 (学生グループ1)			

第8回：作成絵本等による模擬的保育場面における指導法の体験的理解 (学生グループ2)

第9回：幼児期の「読む」「書く」ことへの興味や関心の持ち方

第10回：幼児期の「読む」「書く」姿への援助として大切なこと

第11回：作成絵本等による模擬的保育場面における指導法の体験的理解 (学生グループ3)

第12回：作成絵本等による模擬的保育場面における指導法の体験的理解 (学生グループ4)

第13回：乳幼児期のことばの未熟さや遅れについての理解と援助

第14回：作成絵本等による模擬的保育場面における指導法の体験的理解 (学生グループ5)

第15回：乳幼児期の言葉の発達を支える保育者の指導について (まとめ)

(第7回、8回、11回、12回、14回の模擬的保育場面は、各回割り当てられた学生が事前に準備し模擬的な保育をおこない、他の学生たちは幼児役となつてのロールプレイングが主となる演習である。そのため、各回の内容は異なることとなるが、その内容については、学生が製作したものや準備したもの等に沿いながら授業を展開し具体的指導をおこなっていく。)

定期試験

テキスト

- ・保育内容「言葉」 大学図書出版
- ・幼稚園教育要領解説 文部科学省 フレーベル館
- ・保育所保育指針解説書 厚生労働省 フレーベル館

参考書・参考資料等

- ・幼稚園教育要領〈平成20年告示〉 文部科学省
- ・保育所保育指針〈平成20年告示〉 厚生労働省
- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領 内閣府・厚生労働省・文部科学省
- ・大久保愛著「幼児言語の発達」東京堂
- ・やまだようこ「ことばの前のことば」新曜社
- ・岡本夏木著「子どもとことば」岩波新書

学生に対する評価

レポート 70%

模擬授業等レポート 30%

★和雑誌

No.	誌 名	発行回数	
1	エデュケーレ	6	継続購読
2	かがくのとも	12	継続購読
3	教育	12	継続購読
4	こどものとも	12	継続購読
5	年少版こどものとも	12	継続購読
6	児童養護	4	継続購読
7	ちいさいなかま	12	継続購読
8	プリプリ	12	継続購読
9	Piccplo(ピッコロ)	12	今年度新規購読
10	あそびと環境0・1・2歳	12	今年度新規購読
11	教育と医学	12	今年度新規購読
12	月刊保育とカリキュラム	12	今年度新規購読
13	新幼児と保育	6	今年度新規購読
14	幼稚園	12	今年度新規購読
15	入学準備学習幼稚園	4	今年度新規購読
16	保育の友	12	今年度新規購読
17	ポット 新しい保育サポートマガジン	12	今年度新規購読
18	保育の実践と研究	4	今年度新規購読
19	げ・ん・き 園と家庭を結ぶ保育誌	6	今年度新規購読
20	切り抜き速報 保育と幼児教育版	12	今年度新規購読
21	日本の学童ほいく	12	今年度新規購読
22	保育情報	12	今年度新規購読
23	幼児の教育	4	今年度新規購読
24	初等教育資料	12	今年度新規購読
25	子どもと発達発達	4	今年度新規購読
26	乳幼児教育学研究	1	今年度新規購読
27	子ども社会研究	1	今年度新規購読
28	保育学研究	3	今年度新規購読
29	児童心理	12	今年度新規購読
30	小児保健研究	6	今年度新規購読
31	発達心理学研究	4	今年度新規購読
32	月刊学校教育相談	12	今年度新規購読
33	教育心理学研究	4	今年度新規購読
34	世界の児童と母性		寄贈受入雑誌
	合計	34冊	

★洋雑誌

No.	タイトル	VOLG/巻号	発行回数	
1	Child welfare	94(1)-94(6)	6	継続購読
2	Child development	87(1)-87(6)	6	継続購読
3	Child development perspectives	10(1)-10(4)	4	継続購読
4	Monographs of the Society for Research in Child Development	81(1)-81(4)	4	継続購読
5	Developmental psychology	52(1)-52(12)	12	継続購読
	合計	5冊		

平成28年度入学生幼児教育学科課程表 【抜粋】

区分		授 業 科 目	単 位 数	演 習 ・ 実 習	前 期	後 期	卒業資格単位	保育士資格 履修方法	幼稚園教 諭二種	社会福祉士 履修方法		
教 養 基 礎 科 目	人間と文化	心理学	2			*	8単位以上必修	8単位以上必修	必修	基・指		
		日本語表現法	2		*							
		くらしと伝承	2			*						
		音楽	2		*							
		人間と美術	2		*							
	人間と社会	社会理論と社会システム	2		*	*				基・指		
		契約と社会のルール	2		*							
		日本国憲法	2		*							
		くらしと経済	2		*							
	自然科学と技術	生命のしくみ	2		*				必修			
		生活の科学	2			*						
		力学	2		*							
		電磁気学	2			*						
		コンピュータと情報	2		*							
	総合科目	幼児教育基礎演習Ⅰ	1	演習	*		必修 必修					
		幼児教育基礎演習Ⅱ	1	演習		*						
	国際コミュニケーション	英語Ⅰ	2	演習	*		2単位以上必修	2単位以上必修	2単位以上必修			
		英語Ⅱ	2	演習		*						
		英語Ⅲ	2	演習	*							
		英語Ⅳ	2	演習		*						
		英会話Ⅰ	2	演習	*							
		英会話Ⅱ	2	演習		*						
		英会話Ⅲ	2	演習	*							
		英会話Ⅳ	2	演習		*						
		フランス語Ⅰ	2	演習	*							
		フランス語Ⅱ	2	演習		*						
	健康の科学	運動と健康	1			*	1単位以上必修	1単位以上必修	必修			
		病気と予防	1			*						
		食べ物と健康	2			*						
		運動技術Ⅰ	1	実技	*		1年次のみ履修可 2年次のみ履修可	1単位以上必修	必修			
		運動技術Ⅱa	1	実技	*							
		運動技術Ⅱb	1	実技		*	1単位以上必修					
運動技術Ⅲ		1	実技		*							

(注) 科目名におけるローマ数字(Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ, Ⅳ)については、学内webなどのIT環境においてはアラビア数字(1, 2, 3, 4)に置き換えて表示する。

7 その他全般的事項

<幼児教育学科>

(1) 設置計画変更事項等

設 置 時 の 計 画	変更内容・状況、今後の見通しなど
	該当なし

- (注) ・ 1～6の項目に記入した事項以外で、設置時の計画より変更のあったもの（未実施を含む。）
 及び法令適合性に関して生じた留意すべき事項について記入してください。
 ・ 設置時の「設置の趣旨等を記載した書類」の項目に沿って作成し、それ以外の事柄については
 適宜項目を設けてください。（記入例参照）

(2) 教員の資質の維持向上の方策（FD活動含む）

① 実施体制

a 委員会の設置状況

- ア 評価委員会（添付資料：会津大学短期大学部評価委員会規程）
- イ 授業・本学評価小委員会（添付資料：会津大学短期大学部評価委員会小委員会規程）
- ウ 大学法人評価小委員会（添付資料：会津大学短期大学部評価委員会小委員会規程）
- エ 教員評価基準検討小委員会（添付資料：会津大学短期大学部評価委員会小委員会規程）
- オ 短期大学認証評価委員会（添付資料：会津大学短期大学部短期大学認証評価委員会規程）
- カ FD小委員会（添付資料：会津大学短期大学部企画運営委員会規程、会津大学短期大学部FD小委員会規程）
- キ 教員養成カリキュラム委員会
- ク 教員養成カリキュラム小委員会
- ケ コンプライアンス研修会（添付資料：公立大学法人会津大学における公的研究費の取扱いに関する規程）

b 委員会の開催状況（教員の参加状況含む）

- ア 評価委員会：開催状況→年4回
 教員の参加状況→学長・短期大学部長・各学科長・附属図書館長・学生部長・地域活性化センター長
 コンピュータセンター長・教養基礎会議長・入学試験委員長・進路指導委員長
 各学科から選出された教員各1名
- イ 授業・本学評価小委員会：開催状況→年3回
- ウ 大学法人評価小委員会：開催状況→年1回
- エ 教員評価基準検討小委員会：開催状況→年1回
 ②～④の教員の参加状況→評価委員長が指名した教員（5～6名）
- オ 短期大学認証評価委員会：開催状況→年4回
 教員の参加状況→学長・短期大学部長・各学科長・附属図書館長・学生部長・地域活性化センター長
 コンピュータセンター長・教養基礎会議長・入学試験委員長・進路指導委員長
 各学科から選出された教員各1名
- カ ファカルティ・ディベロップメント（FD）小委員会：開催状況→年2回
 教員の参加状況→企画運営委員長から指名された各学科の教員各1名、評価委員長から推薦された教員1名
- キ 教職課程カリキュラム委員会：開催状況→毎月
 教員の参加状況→幼児教育学科教員全員
- ク 教職課程カリキュラム小委員会：開催状況→毎月
 教員の参加状況→幼児教育学科長・教務厚生委員・教職関係専門科目担当教員
- ケ コンプライアンス研修会：開催状況→年1回
 教員の参加状況→教員及び公的研究費の管理・運営に関わる者

c 委員会の審議事項等

- ア 評価委員会→自己評価及び外部評価の実施及びこれに関する事項、福島県公立大学法人評価委員会が行う大学評価に関する事項、第三者評価機関が行う大学評価に関する事項、教員の教育研究等の評価に係る基準等の策定に関する事項、自己評価及び外部評価に基づく改善に関する事項、自己評価及び外部評価の公表及びこれに関する事項、その他大学の評価に関する必要な事項
- イ 授業・本学評価小委員会→本学の学生による授業評価、学生による本学評価、卒業生による本学評価に関する事項
- ウ 大学法人評価小委員会→大学法人評価に関する事項
- エ 教員評価基準検討小委員会→教員評価基準に関する事項
- オ 短期大学認証評価委員会→第三者評価機関が行う大学評価に関する事項、その他第三者評価機関が行う大学評価に関する必要な事項
- カ F D小委員会→F D活動の企画立案、F D活動の実施計画の立案、F D活動の評価、F D活動に関する情報の収集と提供、その他、企画運営委員会の諮問する事項
- キ 教員養成カリキュラム委員会→カリキュラム、履修カルテ、教育実習、その他教員養成に関する事項
- ク 教員養成カリキュラム小委員会→カリキュラム、履修カルテ、教育実習、その他教員養成に関する事項
- ケ 公的研究費の適正な管理及び運営に関するコンプライアンス教育

② 実施状況

a 実施内容

- ア 評価委員会
- ・各小委員会業務のとりまとめ
- イ 授業・本学評価小委員会
- ・学生からの授業改善提言について
- ウ 大学法人評価小委員会
- ・年度計画の業務実績評価報告書について
- エ 教員評価基準検討小委員会
- ・教員評価のための実績報告について
- オ 短期大学認証評価委員会
- ・自己点検・評価及び短期大学認証評価について
- カ F D小委員会
- ・F D活動の企画及び実施計画の立案・実施・評価
 - ・F D活動に関する情報収集と提供等について審議する
 - ・F D活動の事例集の作成
 - ・「F Dネットワークつばさ」に参加し、紹介されるF Dワークショップ、セミナー、研修会、模擬授業に教員を派遣し、その結果を教員間で共有する
 - ・F D全体ミーティングの開催、教員間の公開授業・意見交換会
 - ・外部講師を招いてのF D講演会
- キ 教員養成カリキュラム委員会
- ・教職課程の編成やカリキュラムの検証と改善、教育指導の企画・立案・実施、教育実習やインターンシップ等における学校や教育委員会との調整、学生の履修状況の把握と指導、教員の教育力向上に関すること、教育実習全般の資質向上に向けた協議・検討を行う。
- ク 教員養成カリキュラム小委員会
- ・教職課程の編成やカリキュラムの検証と改善、教育指導の企画・立案・実施、教育実習やインターンシップ等における学校や教育委員会との調整、学生の履修状況の把握と指導、教員の教育力向上に関すること、教育実習全般の資質向上に向けた協議・検討を行う。
- ケ コンプライアンス研修会
- ・公的研究費の適正な取扱いに関するコンプライアンス研修会を教員及び公的研究費の管理・運営に関わる者すべてを対象に開催する。

b 実施方法

- ア 評価委員会
- イ 授業・本学評価小委員会
- ウ 大学法人評価小委員会
- エ 教員評価基準検討小委員会
- オ 短期大学認証評価委員会
- カ F D小委員会
- キ 教員養成カリキュラム委員会
- ク 教員養成カリキュラム小委員会
- ・①～⑧のいずれも委員長が招集し開催する。
- ケ コンプライアンス研修会
- ・コンプライアンス推進責任者が開催する。

c 開催状況（教員の参加状況含む）

- ア 評価委員会 年4回開催予定
- イ 授業・本学評価小委員会 年3回開催予定
- ウ 大学法人評価小委員会 年1回開催予定
- エ 教員評価基準検討小委員会 年2回開催予定
- オ 短期大学認証評価委員会 年4回開催予定
- カ FD小委員会 年2回開催予定
- キ 教員養成カリキュラム委員会 毎月開催予定
- ク 教員養成カリキュラム小委員会 毎月開催予定
- ケ コンプライアンス研修会 年1回開催予定

d 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

- ・授業評価や教員研修の内容を踏まえて授業内容方法を改善し、より充実させていきたい。

③ 学生に対する授業評価アンケートの実施状況

a 実施の有無及び実施時期

実施：有

実施時期：前期・後期の各期末（8月・2月）

b 教員や学生への公開状況、方法等

- ・評価結果の概要と教員からの回答は、学内ウェブに掲載され、さらにこれに評価結果を加えたものが、附属図書館において冊子で開示されている。また、学科長には所属学科の全科目の評価結果のデータが示され、学科運営に役立てられている。
- ・学生アンケートにより、原則全科目を対象に（一部学外施設での実習等の制度上馴染まない科目は除く）学生による授業評価を実施し、授業に関する意見・評価を得ている。学生による授業評価の結果は、評価委員会での集計及び科目担当教員へのフィードバックが行われている。
- ・教員は、この評価に対し授業改善の方法などを明文化した回答書を作成し、それに基づいて各自が授業改革を行うシステムとなっている。

（注）・「①a 委員会の設置状況」には、関係規程等を転載又は添付すること。

「②実施状況」には、実施されている取組を全て記載すること。（記入例参照）

（3）自己点検・評価等に関する事項

① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

平成28年度、本学科受験生の競争倍率が平成27年度1.3から1.9倍へと上昇している。このことは県内、会津地域における幼稚園教諭養成校への地域の期待が高いことを示している。事実、47人：96%（対象49人）の学生が保育士と併せて幼稚園教諭二種免許取得を目指して入学している【資料3】。今後、会津地域、福島県内で保育者として活躍する人材を育てるために、入学者選抜方法についても検討を重ねていきたい。

特に教職課程における教科教育を担う専任教員（体育に加え新たに音楽、図画工作）を2名加え、さらに図画工作の教材や体育の授業で使用する備品の充実、及び電子ピアノの整備（当初の目標9台に対し現在15台整備済み）を進めるなどして、専任教員が熱心に授業を展開しており、意欲ある学生に新鮮な刺激を与えつつある。

本学科の特徴の一つはアドミッション・ポリシーに掲げているように、ソーシャルワークの視点を持って子どもを取り巻く環境の変化や諸問題を理解する基礎学力があり、自ら考え解決していける人材を育てることをその使命としていることである。30年に渡って地域の要望に応じてきた社会福祉に関心を持ち入学してきた学生（13人：26%の学生が社会福祉士受験資格取得を希望している【資料3】）もあり、これらの学生も将来のビジョンをしっかりと持ち、熱心に授業に取り組む姿勢が見られる。

本学としては、こうした意欲ある学生が学業において優秀な成績を修めることはもとより、充実した学生生活が送れるよう親切丁寧な学修指導等に努め、それぞれの目標を達成できるよう全学的に支援していく考えである。

現時点において、設置の趣旨・目的の達成に向けた取組みは計画どおり進んでいる。

② 自己点検・評価報告書

a 公表（予定）時期

- ・平成28年6月 公表予定

b 公表方法

- ・大学ホームページ上に公開予定

③ 認証評価を受ける計画

- ・平成29年度に評価機関（公益財団法人大学基準協会）の評価を受けるべく、学内で準備中

(注) ・ 設置時の計画の変更(又は未実施)の有無に関わらず記入してください。

また、「① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見」については、できるだけ具体的な根拠を含めて記入してください。

なお、「② 自己点検・評価報告書」については、当該調査対象の組織に関する評価内容を含む報告書について記入してください。

(4) 情報公表に関する事項

○ 設置計画履行状況報告書

a ホームページに公表の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

b 公表時期(未公表の場合は予定時期) (平成28年6月予定)

会津大学短期大学部評価委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則（以下「学内運営組織規則」という。）第17条の規定に基づき、会津大学短期大学部評価委員会（以下「評価委員会」という。）について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 一 学長及び短期大学部長
 - 二 各学科長
 - 三 附属図書館長
 - 四 学生部長
 - 五 地域活性化センター長
 - 六 コンピュータセンター長
 - 七 教養基礎会議長
 - 八 入学試験委員長
 - 九 進路指導委員長
 - 十 各学科から選出された教員各1名
 - 十一 事務局代表者1名
- 2 前項に規定する者のほか、評価委員会の議を経て学長が指名する教員を委員に加えることができる。
- 3 第1項の構成員のうち第一号から第九号までの委員は、第十号の委員を兼任することができる。

(委員の任期及び委嘱)

第3条 委員の任期は2年とし、欠員後任者の委嘱及び任期については、学内運営組織規則第32条の規定を準用する。

(委員長)

第4条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを決める。

(招集及び議長)

第5条 評価委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員長が招集し議長となる。

- 一 委員長が必要と認めたとき。
 - 二 委員から請求があったとき。
- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が議長となる。

(定数)

第6条 評価委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。ただし、委員が都合により出席できないときは、代理を出席させることができる。

(審議事項)

第7条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 自己評価及び外部評価の実施及びこれに関する事項
- 二 福島県公立大学法人評価委員会が行う大学評価に関する事項
- 三 第三者評価機関が行う大学評価に関する事項
- 四 教員の教育研究等の評価に係る基準等の策定に関する事項
- 五 自己評価及び外部評価に基づく改善に関する事項
- 六 自己評価及び外部評価の公表及びこれに関する事項
- 七 その他大学の評価に関する必要な事項

(意見の聴取)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員会に諮り、構成員以外の教員、事務局職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(評価小委員会)

第9条 自己点検・自己評価を実施するにあたり、必要に応じ、評価委員会の下部組織として、評価小委員会（以下、「小委員会」という。）を置くことができる。

- 2 小委員会の委員は、委員長が指名し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 小委員会に関する必要な事項は評価委員会が別に定める。

(自己評価の実施及び報告)

第10条 各学科及び各委員会等は、自己点検及び自己評価を毎年実施し、評価委員会に提出しなければならない。

2 評価委員会は、その結果を取りまとめ、学長に報告するものとする。

(自己評価の改善)

第11条 学長は、評価委員会が行った自己点検及び自己評価の結果に基づき、改善を必要と認められるものについては、その改善に努める。

2 学長は、特に改善が必要と認められるものについては、関係部署の長にその改善を求めることができる。

(庶務)

第12条 評価委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日より施行する。

2 平成26年7月18日以降最初に選任される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月18日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

会津大学短期大学部評価委員会小委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、会津大学短期大学部評価委員会規程第9条の規定に基づき、小委員会の設置について必要な事項を定める。

(小委員会の設置)

第2条 会津大学短期大学部評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下部組織として以下の小委員会を設置する。

- ①授業・本学評価小委員会
- ②大学法人評価小委員会
- ③短期大学認証評価準備小委員会
- ④教員評価基準検討小委員会

(委員の任命及び任期)

第3条 小委員会の委員は評価委員長が指名し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 各小委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを決める。

(招集及び議長)

第5条 小委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員長が招集し議長となる。

- 一 委員長が必要と認めたとき。
 - 二 委員から請求があったとき。
- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が議長となる。

(定数)

第6条 小委員会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。ただし、委員が都合により出席できないときは、代理を出席させることができる。

(審議事項)

第7条 各小委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 1 授業・本学評価小委員会
本学の学生による授業評価、学生による本学評価、卒業生による本学評価に関する事項
- 2 大学法人評価小委員会
大学法人評価に関する事項
- 3 短期大学認証評価準備小委員会
短期大学認証評価に関する事項
- 4 教員評価基準検討小委員会
教員評価基準に関する事項

(各評価報告書の報告)

第8条 各小委員会は報告書を作成し、評価委員長に報告する。

(意見の聴取)

第9条 委員長が必要と認めたときは、委員会に諮り、構成員以外の教員、事務局職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第10条 評価委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年10月1日より施行する。
- 2 平成26年7月18日以降最初に選任される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

附 則
この規程は、平成26年4月1日より施行する。

附 則
この規程は、平成26年7月18日より施行する。

会津大学短期大学部短期大学認証評価委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則（以下「学内運営組織規則」という。）第17条の2の規定に基づき、会津大学短期大学部短期大学認証評価委員会（以下「認証評価委員会」という。）について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 認証評価委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 一 学長及び短期大学部長
 - 二 各学科長
 - 三 附属図書館長
 - 四 学生部長
 - 五 活性化センター長
 - 六 コンピュータセンター長
 - 七 教養議長
 - 八 入学試験委員長
 - 九 進路指導委員長
 - 十 企画運営委員会ファカルティ・ディベロップメント小委員長
 - 十一 学長が指名する短期大学認証評価に関し識見を有する教員
 - 十二 各学科から選出された教員各1名
 - 十三 事務局短期大学担当次長及び事務室長
- 2 前項に規定する者のほか、認証評価委員会の議を経て学長が指名する教員を委員に加えることができる。
- 3 第1項の構成員のうち第一号から第十一号までの委員は、第十二号の委員を兼任することができる。

(委員の任期及び委嘱)

第3条 委員の任期は2年とし、欠員後任者の委嘱及び任期については、学内運営組織規則第32条の規定を準用する。

(委員長)

第4条 認証評価委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを決める。

(招集及び議長)

第5条 認証評価委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員長が招集し議長となる。

- 一 委員長が必要と認めたとき。
 - 二 委員から請求があったとき。
- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が議長となる。

(定数)

第6条 認証評価委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。ただし、委員が都合により出席できないときは、代理を出席させることができる。

(審議事項)

第7条 認証評価委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 第三者評価機関が行う大学評価に関する事項
- 二 その他第三者評価機関が行う大学評価に関する必要な事項

(意見の聴取)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員会に諮り、構成員以外の教員、事務局職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第9条 認証評価委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年5月22日より施行する。
- 2 平成26年7月18日以降最初に選任される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、委嘱の日

から平成28年3月31日までとする。

附 則
この規程は、平成26年4月1日より施行する。

附 則
この規程は、平成26年7月18日より施行する。

附 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

会津大学短期大学部企画運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則（以下「学内運営組織規則」という。）第16条の規定に基づき、会津大学短期大学部企画運営委員会（以下「企画運営委員会」という。）について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 企画運営委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 一 学長及び短期大学部長
 - 二 各学科長
 - 三 附属図書館長
 - 四 学生部長
 - 五 地域活性化センター長
 - 六 コンピュータセンター長
 - 七 教養基礎会議長
 - 八 入学試験委員長
 - 九 進路指導委員長
 - 十 各学科から選出された教員各1名
 - 十一 事務局代表者1名
- 2 前項に規定する者のほか、企画運営委員会の議を経て学長が指名する教員を委員に加えることができる。
- 3 第1項の構成員のうち第一号から第九号までの委員は、第十号の委員を兼任することができる。

(委員の任期及び委嘱)

第3条 委員の任期は2年とし、欠員後任者の委嘱及び任期については、学内運営組織規則第32条の規定を準用する。

(委員長)

第4条 企画運営委員会に委員長を置く。委員長は、学長又は短期大学部長をもって充てるものとする。

(招集及び議長)

第5条 企画運営委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員長が招集し議長となる。

- 一 委員長が必要と認めたとき。
 - 二 委員から請求があったとき。
- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が議長となる。

(定数)

第6条 企画運営委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。ただし、委員が都合により出席できないときは、代理を出席させることができる。

(審議事項)

第7条 企画運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- 二 中期目標に関する事項
- 三 中期計画及び年次計画に関する事項
- 四 年度予算及び関連する事項の作成に関する事項
- 五 ファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）に関する事項
- 六 その他本学の運営及び財務に関する重要事項

(意見の聴取)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員会に諮り、構成員以外の教員、事務局職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(小委員会)

第9条 企画運営委員会は、第7条第五号を検討するために、FD小委員会（以下、「小委員会」という。）を置く。

- 2 企画運営委員会は、前項の小委員会の他、必要に応じて、小委員会を設置することができる。
- 3 小委員会の委員は、委員長が指名し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 小委員会に関する必要な事項は、企画運営委員会が別に定める。

(庶務)

第10条 企画運営委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日より施行する。

2 平成26年7月18日以降最初に選任される委員の任期は、第3条及び第9条第3項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月18日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

会津大学短期大学部FD小委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、会津大学短期大学部企画運営委員会規程第9条の規定に基づき、ファカルティ・ディベロップメント（「大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究等」をいい、以下「FD」という。）活動を推進するFD小委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもつて構成する。

- 一 企画運営委員長から指名された各学科の教員各1名
 - 二 評価委員長から推薦された教員1名
- 2 前項に規定する者のほか、企画運営委員会の議に基づいて選出された教員を委員に加えることができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを決める。

(招集及び議長)

第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員長が招集し議長となる。

- 一 委員長が必要と認めたとき。
 - 二 委員から請求があったとき。
- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が議長となる。

(定数)

第5条 委員会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。ただし、委員が都合により出席できないときは、代理を出席させることができる。

(審議事項)

第6条 委員会は、全学のFD活動が持続的に実行されるよう、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 FD活動の企画立案
- 二 FD活動の実施計画の立案
- 三 FD活動の評価
- 四 FD活動に関する情報の収集と提供
- 五 その他、企画運営委員会の諮問する事項

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に諮り、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

公立大学法人会津大学における公的研究費の取扱いに関する規程

(平成27年3月31日規程第2号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学（以下、「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関し必要な事項を定め、適切な管理及び運営体制の整備及び充実に図り、不正使用を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 公的研究費 国及び国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金等を財源とする研究費のほか、本学が管理する研究費の全てをいう。
- 二 教職員等 本学の教職員その他本学の公的研究費の管理及び運営に関わる者のすべてをいう。
- 三 不正使用 公的研究費を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求により公的研究費を使用すること、その他法令及び本学の規程等に違反して公的研究費を使用することをいう。

(管理及び運営体制)

第3条 本学の公的研究費を適正に管理及び運営するため、次に定める者を置く。

- 一 最高管理責任者 本学全体を統括し、公的研究費の適正な管理及び運営について最終責任を負う者とし、理事長をもって充てる。
 - 二 統括管理責任者 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の適正な管理及び運営について本学全体を統括する実質的な責任及び権限を持つ者とし、総務・財務担当理事をもって充てる。
 - 三 コンプライアンス推進責任者 公的研究費の適正な管理及び運営について実質的な責任及び権限を持つ者とし、会津大学事案については大学担当次長、会津大学短期大学部事案については短期大学担当次長をもって充てる。
 - 四 前3号の責任者を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。
- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び教職員等が責任を持って本学における公的研究費の適正な管理及び運営が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(教職員等の責務)

第4条 公的研究費の不正使用を防止するため、公立大学法人会津大学における公的

研究費の使用に関する行動規範（以下、「行動規範」という。）を策定する。

- 2 教職員等は、行動規範に従い、公的研究費の不正使用を行ってはならない。
- 3 教職員等は、コンプライアンス推進責任者が実施する公的研究費の適正な管理及び運営に関するコンプライアンス教育を毎年度1回以上受講し、次の各号に掲げる事項を含む誓約書を、最高管理責任者に提出しなければならない。
 - 一 本学の規程等を遵守すること。
 - 二 不正使用を行わないこと。
 - 三 規程等に違反して不正使用を行った場合は、本学や公的研究費の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。
- 4 教職員等は、公的研究費の不正使用の防止に関して、最高管理責任者及び統括管理責任者の指示に従わなければならない。

（不正防止計画）

- 第5条 最高管理責任者は、本学において公的研究費の不正使用を発生させる原因を把握し、適切な対策を講じるため、不正防止計画を策定しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、不正防止計画を推進するために必要な事務体制を整備しなければならない。
 - 3 最高管理責任者は、不正防止計画の進捗状況の把握に努めなければならない。

（コンプライアンス推進室）

- 第6条 本学に前条第1項の不正防止計画の推進のため、公立大学法人会津大学コンプライアンス推進室（以下、「コンプライアンス推進室」という。）を設置する。
- 2 コンプライアンス推進室の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（通報窓口の設置）

- 第7条 不正使用に関する相談又は通報（以下、「通報等」という。）に関する事務を適切に処理するため、通報等を受け付ける窓口（以下、「通報窓口」という。）を会津大学事案は企画連携課、会津大学短期大学部事案は短大総務係に置く。

（不正使用に関する通報等）

- 第8条 本学において不正使用が行われ、又は不正使用のおそれがあると疑われる場合は、何人も通報窓口を通じ、通報等を行うことができる。
- 2 通報等は、文書、電子メール、電話、ファックス及び面談により行うものとする。
 - 3 通報等は、原則として、自らの氏名及び連絡先を明らかにした上で行わなければならない。ただし、通報者は、その後の手続きにおける氏名等の秘匿を希望することができる。
 - 4 窓口は、通報等を受け付けた場合は、受理の有無にかかわらず速やかに最高管理責任者に対しその内容を報告しなければならない。

- 5 第4項の場合において、最高管理責任者は、その内容を確認し、必要があると認めたときは、コンプライアンス推進室に調査を実施させるものとする。
- 6 第5項の決定は、通報等の受理から起算して原則として30日以内に行わなければならない。
- 7 第5項の場合において、調査の必要がないと認めたときは、最高管理責任者は、その理由を付して通報者に通知するものとする。

(権限による調査の実施)

第9条 最高管理責任者は、通報等の有無に関わらず、不正使用の疑いがある調査を行う必要があると認めるときは、コンプライアンス推進室に調査を行わせることができる。

(調査時の措置)

第10条 コンプライアンス推進室が調査を行うこととなったときは、最高管理責任者は調査の対象となった教職員等（以下、「対象者」という。）、通報者及び資金配分機関等に対して調査を行うことを通知するとともに、対象者が本学以外の研究機関等に所属するときは、当該所属機関等の長へ通知しなければならない。

- 2 統括管理責任者は、調査を実施するために必要と認めるときは、対象者、通報者その他関係者に対し、次の各号に定める措置を要請することができる。
 - 一 事実関係の聴取
 - 二 関係資料等の提出
 - 三 対象者の研究室等の一時閉鎖
 - 四 研究費等使用の一時停止
 - 五 その他調査のため必要な措置

(コンプライアンス推進室による調査の方法)

- 第11条 コンプライアンス推進室は、対象者における不正使用の有無及び不正使用の内容、不正使用に関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について、経理書類等の精査及び関係者のヒアリング等により調査を実施するものとする。
- 2 コンプライアンス推進室は、第8条第5項及び第9条による調査の実施の決定後、原則として30日以内に調査を開始しなければならない。
- 3 コンプライアンス推進室は、対象者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 4 コンプライアンス推進室が行う調査において協力を求められた教職員等は、正当な理由のない限り調査に協力しなければならない。
- 5 コンプライアンス推進室は、調査の開始から起算して原則として150日以内に調査結果を取りまとめ、最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正使用の認定)

第12条 最高管理責任者は、コンプライアンス推進室からの報告に基づき、対象者の公的研究費の不正使用の有無について認定を行い、速やかに対象者及び通報者に書面で通知するものとする。

(不正使用の認定への不服申し立て)

第13条 前条により不正使用が認定された対象者（以下、「不正認定者」という。）並びに第8条第6項又は前条により通知を受けた通報者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面をもって最高管理責任者に不服申し立てを行うことができる。

- 2 不服申し立ての審査は、コンプライアンス推進室が行うものとする。
- 3 コンプライアンス推進室は、審査の結果、再度の調査が必要と認めるときは、速やかに再調査を行わなければならない。
- 4 コンプライアンス推進室は、審査の結果、不服申し立てに理由がないと認めるときは、その旨を最高管理責任者に報告するものとし、最高管理責任者は速やかに不正認定者又は通報者に書面をもって通知するものとする。なお、この決定に対する不服申し立てはできない。

(不正使用が認定された場合の措置)

第14条 最高管理責任者は、不正認定者が前条第1項による不服申し立てを行わない場合又は前条第3項による再調査の結果改めて不正使用が認定された場合は、不正使用の事実を公表するものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正使用が認定された研究活動が本学以外の資金配分機関の資金により行われているときは、当該機関に対し、その旨を報告するものとする。
- 3 第2項の報告は、通報等の受理から起算して210日以内に行わなければならない。
- 4 最高管理責任者は、不正使用が認定された研究活動に係る研究費等の使用の中止を命じるとともに、既に使用した研究費の全部又は一部の返還を命じることができる。
- 5 不正認定者の処遇については、公立大学法人会津大学職員懲戒規程その他関係規程の定めるところによる。

(不正使用が認定されなかった場合の措置)

第15条 最高管理責任者は、第8条第5項及び第9条による調査並びに第13条第3項による再調査の結果不正使用が認定されなかった場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正使用が認定されなかった場合は、対象者の名誉を回復するため、及び不利益が生じないため必要かつ十分な措置をとるものとする。

(悪意に基づく通報の認定)

第16条 最高管理責任者は、不正使用が認定されなかった場合において、調査等を通じて通報が悪意に基づくものであると判明したときは、公立大学法人会津大学職員懲戒規程その他関係規程による懲戒処分、告訴等の措置を講じる。

(秘密保持義務)

第17条 通報又は調査等に関与した者は、正当な理由のない限り、職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

(内部監査)

第18条 公的研究費の適正な管理及び運営のため、監査室はコンプライアンス推進室と連携し、公立大学法人会津大学監事監査規程等の定めに基づき、不正使用の発生要因に応じた監事監査、会計監査人監査及び内部監査を実施する。

(庶務)

第19条 この規程に関する庶務は、企画連携課において行う。

(補足)

第20条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の適正な取扱いに関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成27年3月31日から施行する。
- 2 公的研究費の管理・運営に関する基本方針（平成20年4月1日施行）は、廃止する。